

特定国際種事業者

(象牙・タイマイ等を取り扱う事業者)



事業者番号 S-0-04-00453

事業者名称 仙台和光純薬株式会社

本事業者は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の2第1項に基づき環境大臣及び経済産業大臣に届出を行っており、象牙・タイマイ等を取り扱うことができます。

(注 意)

象牙、タイマイ製品等の国外持ち出しは、原則としてワシントン条約、国内法により認められていません。

The export of ivories and hawksbill turtle shells from Japan is prohibited in principle under CITES and the Japanese law.



環境省・経済産業省

Ministry of Environment · Ministry of Economy, Trade and Industry

Copyright(C)2005 Ministry of Environment · Ministry of Economy, Trade and Industry All right reserved.

本書の全部または一部を無断で複写、複製、転載することを禁じます



特 別 国 際 種 事 業 者

(象牙製品等を取り扱う事業者)

登 録 番 号	S - 0 - 0 4 - 0 0 4 5 3
氏 名 又 は 名 称	仙台和光純薬株式会社
住 所	仙台市若林区卸町東二丁目 2-32
代 表 者 の 氏 名	太田 三郎
譲渡し又は引渡し の業務の対象とす る特別特定器官等 の 種 別	ぞう科の牙及びその加工品
登録の有効期間の 満 了 の 日	2021 年 5 月 3 1 日

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行っており、象牙製品等を取り扱うことができます。